(h)　「株式公開法人」とは、その主たる種類の株式が公認の有価証券市場に上場されている法人をいう。ただし、その上場された株式が一般に容易に購入され、又は販売される場合に限る。株式は、その購入又は販売が限られた投資家の集団に黙示的にも明示的にも制限されていない場合には、一般に容易に購入され、又は販売されるものとする。

(i)　「主たる種類の株式」とは、法人の議決権及び価値の過半を占める一又は二以上の種類の株式をいう。

(j)　「公認の有価証券市場」とは、次のものをいう。

(i)　日本国の金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）に基づき設立された金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会により設立された有価証券市場

(ii)　バハマ国際証券取引所

(iii)　両締約国の権限のある当局が公認の有価証券市場として合意するもの

(k)　「集団投資基金又は集団投資計画」とは、あらゆる集団投資の媒体（法的な形態のいかんを問わない。）をいう。「公開集団投資基金又は公開集団投資計画」とは、その持分証券、株式その他の持分が一般に容易に購入され、販売され、又は償還される集団投資基金又は集団投資計画をいう。集団投資基金又は集団投資計画の持分証券、株式その他の持分は、その購入、販売又は償還が限られた投資家の集団に黙示的にも明示的にも制限されていない場合には、一般に容易に購入され、販売され、又は償還されるものとする。

(l)　「要請国」とは、情報の提供を要請する締約国をいう。

(m)　「被要請国」とは、情報の提供を要請された締約国をいう。

(n)　「情報収集のための措置」とは、一方の締約国が要請された情報を入手し、かつ、提供することを可能にするための法令及び行政上又は司法上の手続をいう。

(o)　「情報」とは、事実、記述又は記録（形態のいかんを問わない。）をいう。

2　一方の締約国によるこの協定の適用に際しては、この協定において定義されていない用語は、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、当該一方の締約国の法令において当該用語がその適用の時点で有する意義を有するものとする。当該一方の締約国において適用される租税に関する法令における当該用語の意義は、当該一方の締約国の他の法令における当該用語の意義に優先するものとする。

第二章　情報の交換

第二条　目的及び適用範囲

両締約国の権限のある当局は、この協定の実施又は第四条に規定する租税に関する両締約国の法令の規定の運用若しくは執行に関連する情報の交換を通じて支援を行う。そのような情報には、同条に規定する租税の決定、賦課及び徴収、租税債権の回収及び執行並びに租税事案の捜査及び訴追に関連する情報を含む。情報は、この協定に従って交換するものとし、かつ、第八条に規定するところにより秘密として取り扱う。この協定に基づいて被要請国が情報を入手し、及び提供するに際しては、被要請国の法令又は行政上の慣行によって当該情報を有する者に対して保障されている手続上の権利及び保護は、これらの権利及び保護が実効的な情報の交換を不当に妨げ、又は遅延させる場合を除くほか、引き続き適用される。

第三条　管轄

被要請国は、その当局によって保有されておらず、かつ、その領域的管轄内にある者によって保有され、又は管理されていない情報については、それを提供する義務を負わない。

第四条　対象となる租税

1　この章の規定は、一方の締約国又はその地方公共団体のために課される全ての種類の租税について適用する。

2　両締約国の権限のある当局は、各締約国の租税に関する法令について行われた重要な改正を相互に通知する。

第五条　要請に基づく情報の交換

1　被要請国の権限のある当局は、第二条に規定する目的のため、要請に応じて情報を提供する。当該情報は、要請の対象となる行為が被要請国内において行われたとした場合にその法令の下において犯罪を構成するか否かを考慮することなく提供される。

2　被要請国は、その権限のある当局が保有する情報が情報提供の要請に応ずるために十分でない場合には、自己の課税目的のために必要でないときであっても、要請された情報を要請国に提供するために全ての関連する情報収集のための措置をとる。

3　要請国の権限のある当局から特に要請があった場合には、被要請国の権限のある当局は、被要請国の法令によって認められる範囲において、記録の原本の写しに認証を付した形式で、この条の規定に基づく情報の提供を行う。

4　各締約国は、第二条に規定する目的のため、自国の権限のある当局に対し、次に掲げる情報を要請に応じて入手し、及び提供する権限を付与することを確保する。

(a)　銀行その他の金融機関及び代理人として活動し、又は受託者の資格で活動する者（名義人及び信託の受託者を含む。）が有する情報

(b)　法人、組合、信託、財団その他の者の所有に関する情報（第三条の規定の範囲内で、所有の連鎖における全ての者の所有に関する情報を含むものとし、信託については委託者、受託者及び受益者に関する情報、財団については設立者、理事会の構成員及び受益者に関する情報を含む。）。この協定は、両締約国に対し、過重な困難を生じさせることなしに株式公開法人又は公開集団投資基金若しくは公開集団投資計画の所有に関する情報を入手することができる場合を除くほか、当該情報を入手し、又は提供する義務を生じさせるものではない。

5　要請国の権限のある当局は、この協定に基づいて情報の提供を要請するに際しては、求める情報と当該要請との関連性を示すため、被要請国の権限のある当局に対し、次に掲げる情報を書面により提供しなければならない。

(a)　要請の対象となる納税者を特定する事項

(b)　要請する情報に関連する者が(a)に規定する納税者でない場合には、当該者を特定する事項

(c)　要請する情報に係る記述（当該情報の性質及び要請国が希望する被要請国から当該情報を受領する形式を含む。）

(d)　課税目的のために必要なものとして要請する情報の対象となる期間

(e)　要請する情報を必要とする課税目的（法的根拠を含む。）

(f)　要請する情報がこの協定の実施又は前条に規定する租税に関する要請国の法令の規定の運用若しくは執行に関連すると認める理由

(g)　要請する情報を被要請国が保有しているか又は被要請国の領域的管轄内にある者が保有し、若しくは管理していると認める根拠

(h)　要請する情報を保有し、又は管理していると認められる者の名称及び住所（判明している場合に限る。）

(i)　要請が要請国の法令及び行政上の慣行に従って行われており、要請国が自らが被要請国の立場にあったとしたならば自国の法令に基づいて、又は自国の通常の行政上の慣行を通じて情報を入手することができ、並びに当該要請がこの協定に従って行われている旨の記述

(j)　要請する情報を入手するために要請国が自国の領域的管轄内において利用可能な全ての手段（過重な困難を生じさせるものを除く。）をとった旨の記述

6　被要請国の権限のある当局は、できる限り速やかに要請された情報を要請国に提供する。迅速な対応を確保するため、被要請国の権限のある当局は、次のことを行う。

(a)　要請国の権限のある当局に対し、要請の受領を書面によって確認すること及び当該要請に不備がある場合には、要請国の権限のある当局に対し、当該要請の受領の日から六十日以内に当該不備を通知すること。

(b)　要請の受領の日から九十日以内に要請された情報の入手及び提供ができない場合（当該情報を提供することについて障害がある場合又は当該情報を提供することを拒否する場合を含む。）には、要請国の権限のある当局に対し、そのような入手及び提供が不可能である理由、当該障害の性質又は当該拒否の理由を説明するため直ちに通知すること。